二本松市インバウンド誘客促進事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　二本松市観光連盟（以下「観光連盟」という。）は、訪日外国人旅行者の誘客促進及び市内消費拡大を図るため、外国人を対象に海外で募集を行い、福島県二本松市に宿泊滞在する旅行を企画して販売する旅行業者（以下「旅行会社」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、旅行企画等に係る経費の一部を交付する。

（助成額及び助成対象）

第２条　助成金は、旅行会社が別表に定める旅行を行う場合に、当該旅行の企画等に要する経費のうち、同表に定める額を予算の範囲内で旅行会社に対して交付するものとする。

２　対象となる旅行商品は外国人を対象に海外で募集を行い、福島県二本松市の観光地を訪問して宿泊滞在する旅行商品とする。

（助成金の交付申請）

第３条　助成金の交付申請をしようとする旅行会社は、二本松市インバウンド誘客促進事業助成金交付申請書（第３号様式）に、次の各号に掲げるデータを旅行出発日の前日から起算して７日前までに観光連盟に提出しなければならない。ただし、第６号から第８号までに掲げる書類は初回申請及び情報変更時のみ提出すること。なお、申請できる旅行商品は、催行が決定している旅行商品に限る。

⑴　ツアー情報（第２号様式）

⑵　旅程表

⑶　参加者名簿

⑷　本助成金以外に交付を受ける場合はその申請書の写し

⑸　募集内容が確認できる資料

①　募集型企画旅行の場合　当該旅行に係る広報媒体の写し（旅行会社名と販売　価格が表記されているものであること）

②　受注型企画旅行の場合　顧客に提案した企画書（日程表のみは不可）又は顧客の組織内募集の広告・告知書類（旅行会社名と販売価格が表記されている　ものであること）

⑹　二本松市インバウンド誘客促進事業助成金申請者情報シート（第１号様式）

⑺　申請する法人代表者および申請担当者の名刺の写し

⑻　振込口座の通帳の写し又はインターネットバンキングの口座情報（振込口座として認められる名義は原則、法人名または法人代表者名とする。やむを得ない事由がある場合、委任状を提出し、観光連盟に承認を得ること（第６条））

（変更（中止）の承認の申請）

第４条　交付決定通知後、申請額の２５％以上の増減額が生じる場合、旅行会社は速やかに観光連盟に通知しなければならない。なお、増額が認められる場合には、観光連盟は予算の範囲内で助成を行うものとする。

２ 事業の中止が生じる場合、旅行会社は、二本松市インバウンド誘客促進事業助成金中止承認申請書（第４号様式）を速やかに観光連盟に提出することとする。

（実績報告及び交付請求）

第５条　旅行会社は、当該事業が完了したときは、次の各号に掲げるデータを、事業完了の日から１４日以内又は令和８年２月２８日のいずれか早い日までに観光連盟へ提出しなければならない。

⑴　二本松市インバウンド誘客促進事業助成金実績報告書兼請求書（第５号様式）

⑵　ツアー情報（「宿泊地」と「訪問地」に変更があった場合、申請様式の「実績報

告時」の欄に実績のとおり修正すること）

⑶　最終旅程表（最終手配書）

⑷　最終参加者リスト（ルーミングリスト可）

⑸　宿泊実績として以下のいずれかの写し（ただし宿泊人数が明記されているものに限る）

①　宿泊施設が発行した宿泊証明書（宿泊施設の印が押印されていること）

②　宿泊施設が発行した領収書（宿泊施設の正式なフォーマットで発行されたものであることが明らかであれば、押印の有無は問わない）

③　領収内容のの明細書（宿泊施設の正式なフォーマットで発行されたものであることが明らかであれば、押印の有無は問わない）

（申請者の委任）

第６条　本事業の助成金交付申請を代理人に委任する承認を受けようとする場合は、下記を提出し、観光連盟の承認を受けなければならない。なお、委任状は原本を観光連盟へ郵送すること。

⑴　委任状（第６号様式）

⑵　委任者の名刺等の写し

⑶　被委任者の名刺等の写し

（助成金の支払）

第７条　観光連盟は、事業実績を精査した結果、助成要件を満たすと認められるときには、遅滞なく助成金を支払うこととする。

（助成金の返還）

第８条　観光連盟は、助成金の交付を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載があったときは、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又

は一部を返還させることができるものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第９条　助成金の交付を受けた者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

附　則

　この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成対象者 | 訪日旅行取扱旅行会社 | |
| 募集集客地  （出発・帰着地） | 台湾 | |
| 助成条件 | 助成対象となる旅行商品 | 助成額 |
| 福島県二本松市を訪れる旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行）について、次の各号に掲げる条件をすべて満たすこと。  ⑴　福島県二本松市岳温泉の宿泊施設に１泊以上すること  ⑵　福島県二本松市内の観光地（※有料施設に限る）を１箇所以上コースに組み入れること。  ⑶　４名以上の送客であること  ⑷　添乗員やツアーガイド等、旅行催行業務に携わる関係者の旅行でないこと。  ⑸　福島県の実施する事業による旅行商品でないこと。 | １名当たり3,000円  を助成する。 |